

ベトナムの会計制度

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク

1. はじめに

現在ベトナム会計制度の枠組みは、2003年に国会で承認された会計法に定められており、同法（第26条2項、第8条2項）によって、企業は財務省が規定する書式および会計基準に準拠するよう義務付けられています。この条文を根拠として、財務省令により、ベトナムの会計制度としての「ベトナム会計システム」及び「ベトナム会計基準」の詳細が規定されています。

本稿では、ベトナム会計制度の概要についてまとめ、特徴や留意点などを報告します。

2. ベトナム会計システムと会計基準の概要

(1) ベトナム会計システム

1996年以前、ベトナムでは、国際会計基準など資本主義諸国で一般に公正妥当と認められている会計基準を選択し、個別に財務省の認可を得て適用していました。しかし、税務上の公正性や企業の財務諸表の比較可能性を確保する観点から、複数の会計基準を適用することの弊害が認識されたため、1995年にベトナム固有の制度会計としてのベトナム会計システムが誕生し、現在まで適用されています。

ベトナム会計システムは、国際会計基準や日本の会計基準とは異なり、経理業務のマニュアルのような内容となっています。この背景には、それまで複式簿記の会計システムに接していなかった企業の経理担当者に、市場経済に適した会計制度を浸透させるという目的があります。具体的には、企業が使用する勘定項目の具体的な仕訳例、財務諸表のひな形、会計帳簿の様式等を示したものがその内容になっています。このように、ベトナム会計システム自体は、年次決算における財務諸表を作成する際の会計基準ではなく、ベトナムにおける特徴的な経理業務に対する啓発措置と考える方が現実的です。

現在適用されている Circular 122/2004/TT-BTC によると、すべての外国投資事業主体はベトナム会計システムを採用しなければならないとされており、ベトナム会計システム以外の採用を認めていません。もし補足や修正がある場合、企業はベトナム会計システムを採用した上で、個別に財務省に対し申請することになって

います。なお、ベトナム会計システムの採用が標準になっているため、実務上、企業が会計システムの登録を行う必要はありません。

なお、この会計システムには、勘定科目の変更や帳簿類の様式変更の場合に、その都度財務省への認可が必要であったり、国際会計基準との相違のため、連結財務諸表作成の際に、会計方針、会計科目の調整が必要であったりするなど、多くの課題や問題点があります。

(2) ベトナム会計基準

2001年12月31日に初めて財務省は4つのベトナム会計基準を発行しました (Decision 149/2001/QD-BTC)。

- 基準 02：棚卸資産
- 基準 03：有形固定資産
- 基準 04：無形固定資産
- 基準 14：収益及びその他の所得

その後、2002年12月31日付けで6つの会計基準が追加発行され、2003年1月1日から適用されています。また、現在では以下の会計基準が発行、適用されています。

基準 01：一般基準	基準 17：法人税
基準 02：棚卸資産	基準 18：引当金、偶発負債
基準 03：有形固定資産	基準 19：保険契約
基準 04：無形固定資産	基準 21：財務報告書
基準 05：不動産	基準 22：銀行等の財務諸表における開示
基準 06：リース会計	基準 23：後発事象
基準 07：関係会社投資	基準 24：キャッシュフロー計算書
基準 08：合併企業の資本拠出に関する財務情報	基準 25：連結財務諸表及び子会社投資
基準 10：外国為替の変動の影響	基準 26：関連当事者に関する情報
基準 11：企業結合	基準 27：中間財務諸表
基準 14：収益及びその他の所得	基準 28：セグメント情報
基準 15：工事契約	基準 29：会計方針の変更、表示方法の変更及び誤謬の訂正
基準 16：借入コスト	基準 30：一株あたり利益

ベトナム会計基準には詳細な運用規定がないものも多くあります。したがって実務上の運用は、ベトナムにおける『公正な会計慣行』に従い、それらの基準を採用する企業および会計監査人の判断、そして所轄当局の見解に委ねられることとなります。

なお、ベトナム会計基準に明確な規定がない場合、国際会計基準に準拠した会計処理を実施する場合があります。この根拠は、ベトナムでは『公正な会計慣行』が発展していないため、その部分を補うものとして国際会計基準をベトナムでの会計慣行とみなすという、財務省の暗黙の方針だと考えられています。

3. 制度の特徴、留意点

(1) 会計期間

決算期を原則として任意に選べず、3月、6月、9月、12月の各四半期から選ぶ必要があります。12月以外を会計期末とする企業は管轄機関に登録しなければなりません。会計年度は変更することができます。会計監査は会計年度末以後90日以内に行わなければなりません。

(2) 法定監査

大企業、中小企業を問わず外資系企業もベトナム会計基準に基づいた会計処理が求められ、処理を怠るとペナルティが課されます。年に一度、独立監査法人による監査が義務付けられています。

(3) チーフアカウント

チーフアカウント（会計主任）とは会計職の呼称で、2004年5月31日付け政令129/2004/ND-CPにより、ベトナムにおける外資企業はチーフアカウントを必ず任命しなければならないと規定されています。ただし、新規に設立された会社がチーフアカウントを採用することが困難な場合、第一会計年度はチーフアカウントの代わりに会計担当者を置くことにより代替が可能です。しかし、第二会計年度以降はチーフアカウントを必ず任命しなければなりません。

なお、チーフアカウントには、一定の実務経験とチーフアカウント研修コースの修了資格が必要要件となります。外国人がチーフアカウントになる場合、ベトナムでの実務経験と、ベトナム公認会計士資格、ベトナム政府が認める外国の公認会計士資格、もしくは上記のチーフアカウントの研修修了資格が必要になるため、現実的には難しいようです。

(4) その他

- 管轄機関への届出により、例外的に外貨で記帳し報告することが認められています。

- 減損会計の規定がなく、また通常は製造原価と考えられる費用が、販売費および一般管理費とされる費目があります（退職給与引当金繰入※製造原価に関連するもの、梱包費等）
- ベトナム会計制度では、企業が使用する勘定科目及びその勘定コードが体系化され、かつ財務諸表、会計帳簿及び証憑書類の様式が特定されています。

4. 最後に

ベトナムに進出している日系企業は、複雑な事業形態ではなく比較的シンプルな取引形態が多く、またベトナムには高度に発達した資金調達市場や有価証券の流通市場等もありません。そのため、ベトナムの会計制度において、あまり複雑な会計基準や会計処理を要求する必要性が今まで十分に認識されてこなかったというのが実態です。

しかし今後は、企業の規模の拡大、多国間取引の増加により、複雑な会計処理を行う機会が多くなることが予想され、各企業はこうした会計実務に対応するため、ベトナム会計制度についてより正確な理解を深める必要があります。また同時に、会計人材の育成や月次決算の実施など、より高度な会計実務のための対応策を採用し、経営管理を改善することが求められています。加えて、法令改正が多いベトナムでは、今後の会計関連法令の改正動向について十分に注意する必要があります。